

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 情報公開と不服審査の問題について

質問要旨

市教育委員会を対象とした保有個人情報の開示請求に関して不適切な対応が疑われる事例があった。その後小平市行政不服審査会に不服審査請求が出される流れになったが、その際、小平市行政不服審査会の審査時期や公平性・中立性の担保に問題があることが判明したため、以下質問する。

- 平成 31 年度から令和 3 年度までの 3 年間で、市教育委員会を対象とした公文書の公開請求件数とそのうち期限の延長となった件数及び割合、保有個人情報の開示請求件数とそのうち期限の延長となった件数及び割合は。またこれらの割合は、市長部局を対象とした同請求に関する割合と比べてどうか。
- 単独で開示請求できる資料を 1 件個別で開示請求し、同時に他の開示請求をそれぞれ個別に 5 件行ったところ、「開示対象となる文書は、相互に関連することから、開示できる部分について慎重に判断する必要があるため、時間を要します。」という理由によって 6 件すべての開示請求が開示期限の延長となった事例がある。1 件だけでも開示請求できる資料に対してこの開示期限の延長理由はおかしい。そこで尋ねるが、開示請求をしていない資料との関連性を慎重に判断する必要があるという理由から開示期限の延長が行われることはあるのか。もしくは 1 件だけでも開示請求できる資料について、その 1 件だけを開示請求した場合と、ほかの資料の開示請求も同時に行った場合とで扱いが異なることがあるのか。つまり、1 件だけ開示請求された場合は他の資料との関連性を調べないのに、その 1 件を含めて他に複数件の開示請求が同時に出された場合はその 1 件と他の資料の関連性を調べる(だから時間がかかる)ということはあるのか。
- 小平市行政不服審査会は、不服審査請求があっても開催が早まることはないのか。
- 不服審査請求をしてからその結論が出るまでの期間は平均してどれくらいか。
- 小平市行政不服審査会の委員名簿を積極的に公開していない理由は。また公開しているのはどういう場合で、なぜその場合には公開するか。
- 小平市行政不服審査会の委員には市と関係の深い委員が多い。客観的に公平性・中立性が担保できないと考えるが、見解は。
- 例えば市教育委員会に対して公文書の公開請求や保有個人情報の開示請求を行い、その結果に不服があったため不服審査請求をしたとする。すると小平市行政不服審査会に係る前の段階で、その申請内容が不服審査請求の要件を満たすかどうか判断されるが、この判断は教育総務課が行うことになる。このように小平市行政不服審査会にかけるかどうかの判断を、審査される側がするべきではないと考えるが、見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
